

# 身体障がい者等の減免のあらまし



—自動車税種別割・環境性能割—  
熊 本 県



## ◆減免の趣旨

身体障がい者等の方が所有し、身体障がい者等の方のために使用する自動車について自動車税種別割及び環境性能割を減免することにより、当該身体障がい者等の方が身体障がい等を克服し積極的な社会参加を行うことができるよう税制上特別の配慮を加えたものです。

## ◆減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、各々、障がいの程度について等級(程度)が認定されますので、あてはまらない場合もあります。詳細は、4ページ記載の各お問い合わせ先にお尋ねください。

障がいの区分		障害の程度		
		○身体障がい者等が自ら運転する場合(本人運転)	○身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) ○身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転(注2))	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級～6級	1級～3級(1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい	1級及び3級	1級及び3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	聴覚障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	平衡機能障がい	特項及び1項～4項	特項及び1項～4項	
	音声機能障がい	特項、1項及び2項(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
	上肢不自由(注1)	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項	
	下肢不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～3項	
	体幹不自由	特項及び1項～6項、1款～3款	特項及び1項～4項	
【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい	特項及び1項～3項	特項及び1項～3項		
療育手帳	A1, A2			
精神障害者保健福祉手帳	1級			

(注1) 上肢不自由 2級の1・・・両上肢の機能の著しい障がい  
2級の2・・・両上肢のすべての指を欠くもの

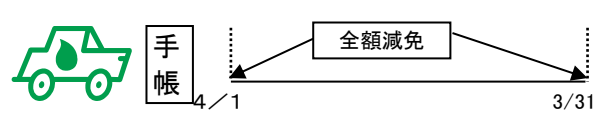
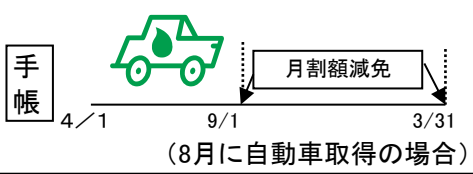
(注2) 専ら当該身体障がい者等の方のために、通学、通院、通所又は生業のために日常的に(週3日以上)常時介護する方が運転する自動車(福祉事務所等の証明が必要になります)

新 款	1 款 症	2 款 症	3 款 症
旧 項・旧 款	7 項 症	1 款 症	2 款 症

戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障がいの程度が記載されている場合は上の図により新款として判定されます。

## ◆減免の対象となる自動車は

### ◎その1(障がい者の方が所有する自動車)

自動車の所有(取得)者	運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	自動車の種類	減免台数
障がい者の方に限る。 ただし、家族運転で、身体障がい者が年齢18歳未満の場合、知的障がい者の場合又は精神障がい者の場合は生計を一にする者が所有(取得)する自動車を含む。	障がい者本人	特に問わない	身体障害者手帳、戦傷・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転免許証、印かん	車検証に <b>自家用</b> と記載されているもの	障がい者1人につき、自動車(普通/小型)、軽自動車のうち <b>1台のみ</b> 。
	障がい者と生計を一にする者(同居)	障がい者の ●通学 ●通院 ●通所 ●生業	上記に加え ●通学するとき…通学証明書 ●通院するとき…通院証明書 ●通所するとき…通所証明書 ●生業するとき…所得証明書等		
	障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者	の用に供されるもの	障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が運転する場合は、常時介護証明書が必要です。 (注1)		
減免される税額	<p>(1)4月1日前より、手帳、自動車を持っているとき</p>  <p>(2)年度の途中で自動車を新規取得したとき</p>  <p>◎自動車税環境性能割は全額免除されます。</p> <p>(8月に自動車取得の場合)</p>		<p>※左記は、初めて減免を受ける方についての記載例です。</p>		
即時減免	新たに取得した自動車について減免を受けられる方は、 <b>税申告</b> の際、併せて減免の申請をすると税を納付する必要がありません。				

※既に減免を受けている方で、車の買い換え等をされる場合の減免の取り扱いについては、上記と異なる場合があります。詳細は4ページのお問い合わせ先にお尋ねください。

### ◎その2(障がい者のために特別の仕様がされた自動車)

利用の目的	自動車の構造・種類	自動車の所有(取得)者	運転者	減免申請に必要な書類等
(1)構造上身体障がい者等の専用車 <b>(8ナンバー)</b>	●特別の仕様がなされた自動車に限る。(注2) ●自家用・事業用は問わない。	特に問わない	特に問わない	●車検証 ●印かん(申請書) ●車の写真(4枚程度) (前・後のナンバーと車両全体が写っているもの、横、構造変更部分が写っているもの)
(2)構造上身体障がい者等の利用する自動車	上記に同じ (8ナンバー以外のもの)	特に問わない	特に問わない	(1)については次も要 ●減免申請に関する届出書(手帳等添付) ●運行計画等の書面
(3)身障者等の運転専用 に構造変更がされた自動車	●運転装置、制御装置等に特別仕様されたもの ● <b>事業用自動車のみ</b>	特に問わない	障害者に限る	(即時申請の場合は課税標準額、燃費が分かる資料、図面)
減免される税額	<p>上記「利用の目的」の</p> <p>(1)に該当する場合…自動車税種別割・環境性能割の全額が減免されます。</p> <p>(2)に該当する場合…} 課税された自動車税環境性能割のうち</p> <p>(3)に該当する場合…} <b>(特別の仕様の構造変更に必要な金額*) × 自動車税環境性能割の税率</b>が減免されます。</p> <p>※ベース車の価格と構造変更後の価格がわかる資料で確認します。</p>			

(注1) 単身で生活する障がい者又は障がい者(家族運転該当)のみで構成される世帯で専ら障がい者のために、通学、通院、通所、又は生業のために日常的に(週3日以上)常時介護する者が運転

(注2) 「特別の仕様」とは、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等をいいます。

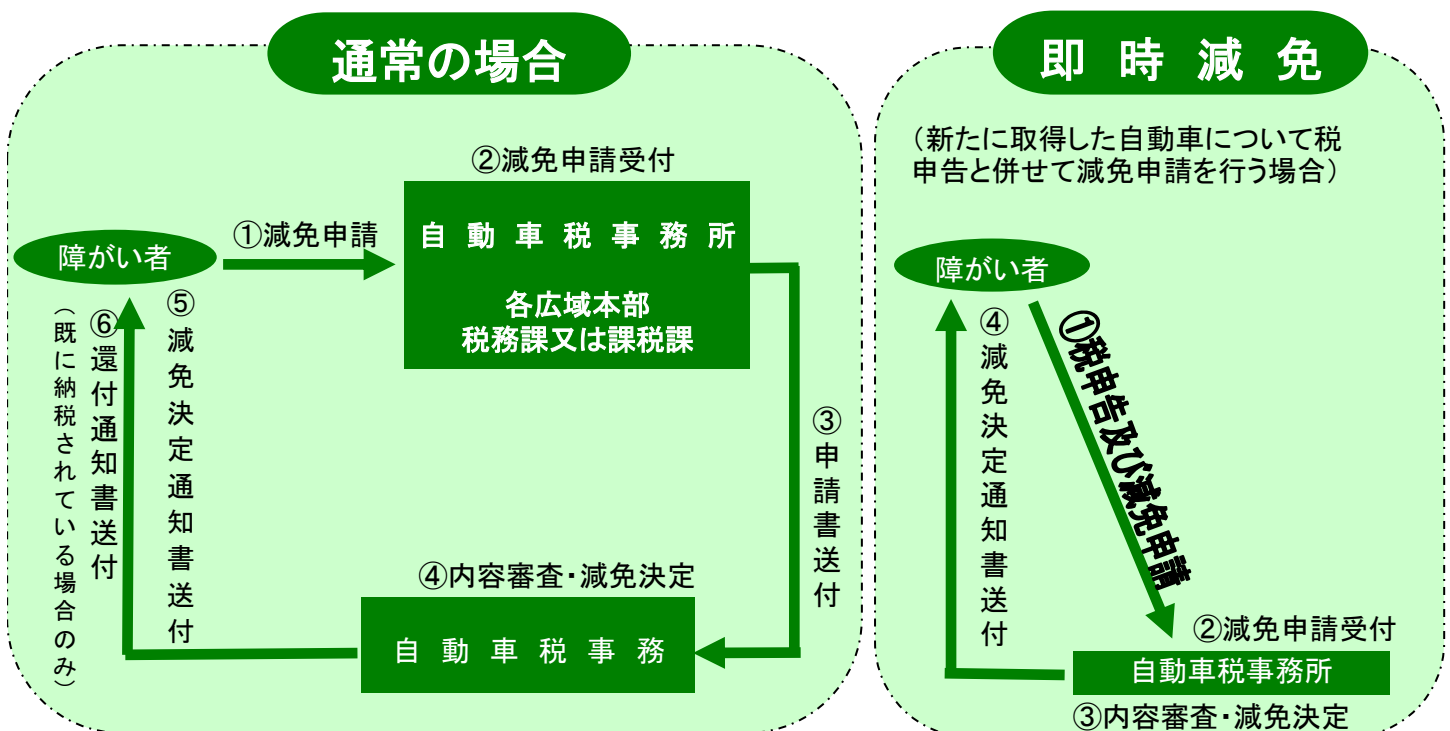
## ◆減免の手続き及び申請期間は

	減免申請期限	減免申請先
自動車税種別割	<p>(1)納税通知書によって納付する場合 納期限の翌日から起算して<b>30日</b>を経過する日まで</p> <p>(例)納期限が5月31日のときは、6月30日までとなります。</p> <p>(2)証紙によって納付する場合(新規登録等) 証紙徴収の行われた日(登録日)の翌日から起算して<b>30日</b>を経過する日まで</p>	<p>●自動車税事務所</p> <p>●次の各広域本部 (課税課又は税務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県央広域本部</li> <li>・県北広域本部</li> <li>・県南広域本部</li> <li>・天草広域本部</li> </ul>
自動車税環境性能割	<p>登録(申告)の日の翌日から起算して<b>30日</b>を経過する日まで</p> <p>(例)登録(申告)が7月1日のときは、7月31日までとなります。</p>	上記に同じ

※軽自動車にかかる減免は  
軽自動車税環境性能割……自動車税事務所又は各広域本部課税課若しくは税務課へ提出してください。  
軽自動車税種別割……各市町村の税務課へご相談ください。

※申請期限日が、土・日・祝日にあたる場合は、これらの日の翌日が期限日となります。

## ◆減免の事務の流れは



## 減免申請・お問い合わせは

事務所名	所在地	電話番号	郵便番号
自動車税事務所	熊本市東区東町4丁目 14-37	096 368-4020(代)	862-0901
熊本県 県央広域本部 課 税 第 一 課	熊本市中央区水前寺 6丁目18-1	096 333-3200(代)	862-8570
熊本県 県北広域本部 課 税 部 課	菊池市隈府1272-10	0968 25-4124(直)	861-1331
熊本県 県南広域本部 課 税 部 課	八代市西片町1660	0965 33-3180(直)	866-8555
天草 広域本部 課 税 部 課	天草市今釜新町3530	0969 22-4239(直)	863-0013

### —お願い—

減免されている車で、申請された内容・住所などについて変更が生じたときは、必ず報告してください。

